

記載例

ふるさと納税返礼品提供に関する契約書

第1条（契約の趣旨）

行方市（以下「甲」という。）と一般社団法人行方市まちづくり推進機構（以下「乙」という。）は、ふるさと応援寄附金中間管理業務の委託契約を締結しているところである。その委託契約を踏まえ、乙と 〇〇会社 〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、丙が提供する返礼品について、適正な表示、品質の確保、法令遵守及び必要な調査協力体制の整備を目的として、本契約を締結するものとする。

第2条（返礼品の提供）

- （1） 丙は、総務省が定める地場産品基準及び総務省告示に適合する返礼品を提供するものとする。
- （2） 丙は、提供する返礼品が食品の場合、産地、原材料、加工地等の情報を食品表示法その他の法令に基づき正確かつ適正に表示しなければならない。

第3条（調査及び報告への協力）

- （1） 甲又は乙が必要と認めた場合、丙は、返礼品に関する説明資料、製造・仕入れ・流通過程の書類等の提出を求められたときは、速やかに提出し、又は説明しなければならない。
- （2） 返礼品の品質・表示・構成等について現地調査が必要な場合、丙は甲又は乙の実地確認に応じ、これに協力しなければならない。

第4条（書類整備・保存義務）

丙は、返礼品の産地名の適正な表示及び地場産品基準への適合性を証する書類（製造、加工、仕入れ、原材料、表示に関する証憑等）を整備し、適切に保存するとともに、甲又は乙から求めがあったときは、速やかに提出しなければならない。

第5条（契約の解除）

丙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は本契約を解除することができる。

- （1） 地場産品基準に適合しない返礼品を提供したとき
- （2） 食品表示等に関して虚偽、不適切な表示があったとき
- （3） 第3条に定める調査等に協力しなかったとき
- （4） その他、ふるさと納税制度の信頼性を著しく損なう行為をしたとき

2 乙は、本契約を解除した場合には、甲に対し報告を行い、甲は、「行方市ふるさと応援寄附金推進事業実施要綱（平成27年6月10日告示第54号）第8条の規定に基づき、丙の参加承認又は変更承認を取り消すことができるものとする。

第6条（損害賠償）

丙が本契約に違反し、甲又は乙に損害を与えたとき、丙はその損害を賠償するものとする。

第7条（秘密保持）

丙は、本契約に関連して知り得た情報を、契約期間中及び終了後も第三者に漏らしはならない。

第8条（反社会的勢力の排除）

丙は、自己及び関係者が反社会的勢力でないこと、また関与しないことを確約し、本契約締結後に判明した場合には、乙は直ちに契約を解除できるものとする。

第9条（契約期間）

本契約は、乙が甲とのふるさと応援寄附金中間管理業務の委託契約を締結している期間中、継続して有効とする。ただし、第5条第1項に定める事由に該当する場合、乙は本契約を解除できるものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、乙丙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり本契約を締結するため、本書2通を作成し、乙丙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 7月 1日

（乙）〒311-3512

茨城県行方市玉造甲5583-3

一般社団法人行方市まちづくり推進機構

代表理事 永峰 英明

(印)

（丙）〒311-3892

（住所）茨城県行方市麻生〇〇-〇

（事業者名）〇〇会社 〇〇〇〇

（代表者名）代表取締役社長 〇〇〇〇

印
(印)